

松江市告示第 319 号

開発行為で設置された調整池の移管基準（平成 23 年松江市告示 400 号）の一部を改正する告示を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 31 日

松江市長 上 定



次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この基準は、開発行為により新たに設置する <u>防災調整池</u> （以下「調整池」という。）を松江市（以下「市」という。）に移管するときの必要な基準を定めるものとする。 (移管条件) 第 3 条 略 2 <u>調整池は、開発区域内に設置し、市の完了検査に合格したものでなければならない。</u> 3 <u>調整池の技術基準は、「防災調整池等技術基準（案）」及び島根県「開発行為に伴う流出増対策に係る洪水調節池等設置に関する技術基準」に準ずるものとし、構造基準に関する部分については、「河川砂防技術基準（案）」</u>	(趣旨) 第 1 条 この基準は、開発行為により新たに設置する____調整池（以下「調整池」という。）を松江市（以下「市」という。）に移管するときの必要な基準を定めるものとする。 (移管条件) 第 3 条 略 2 <u>開発行為を行うものは、調整池の維持管理に要する費用に充てるため、開発面積 1 ヘクタール当たり 100 万円の金額（その金額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた金額）を市に納入しなければならない。</u> 3 <u>調整池としての機能、構造、規格、安全対策等について、市の完了検査に合格したものでなければならない。なお、調整池の機能、構造、規格、安全対策等についての基準は</u>

を参考とするほか、 次のとおりとする。

(1)～(4) 略

4・5 略

(施設の移管)

第4条 調整池の移管に際して、開発行為に伴う 瑕疵、維持管理等に関する協定を締結するものとする。

 次のとおりとする。

(1) 調整池は、開発区域内に設置すること。

(2) 構造基準は、「河川砂防技術基準(案)」(日本河川協会編)等を参考にすること。

(3) 設計にあたっては、「防災調整池等技術基準(案)解説と設計実例(増補改訂版)」(日本河川協会編)に準ずること。

(4)～(7) 略

4・5 略

(施設の移管)

第4条 調整池の移管に際して、開発行為に伴う寄附金、瑕疵、維持管理 に関する協定を締結するものとする。